

2023年（令和5年）11月27日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2023年（令和5年）5月23日付けで諮問された、  
「下記について、『藤沢市、〇〇〇（氏名）都市整備部長が発言した根拠の文書一式』  
を公開請求する。

『藤沢市 〇〇〇（氏名）都市整備部長』

平成5年当時は工場の再編から藤沢市にある工場機能を他に分散する計画であ  
ったが、阪神大震災以降、逆に、他の工場機能を集約強化している状況にある。」  
の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

「下記について、『藤沢市、〇〇〇（氏名）都市整備部長が発言した根拠の文書  
一式』を公開請求する。

『藤沢市 〇〇〇（氏名）都市整備部長』

平成5年当時は工場の再編から藤沢市にある工場機能を他に分散する計画で  
あったが、阪神大震災以降、逆に、他の工場機能を集約強化している状況に  
ある。」

の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2023年  
（令和5年）2月10日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は、妥当である。

## 2 事実

(1) 審査請求人は、2022年（令和4年）12月19日付けで、実施機関に  
対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」と  
いう。）第10条の規定により、

「下記について、『藤沢市、〇〇〇（氏名）都市整備部長が発言した根拠の文  
書一式』を公開請求する。

『藤沢市 ○○○（氏名）都市整備部長』

平成5年当時は工場の再編から藤沢市にある工場機能を他に分散する計画であったが、阪神大震災以降、逆に、他の工場機能を集約強化している状況にある。」

の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、審査請求人に対し2023年（令和5年）2月10日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開拒否決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない理由〉

請求の趣旨に合致する文書を作成及び取得した事実が確認できず、文書不存在であるため。

- (3) 審査請求人は、同年2月20日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求を行った。

- (4) 実施機関は、同年5月23日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。

- (2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 当発言については、それなりの文書が無ければ、民間企業のことであり、藤沢市としては、発言出来ないことである。よって、藤沢市情報公開条例を公正に運用していないことになる。

イ 村岡地区まちづくりプロジェクト会議において、民間企業の計画等方針に対し、藤沢市職員が発言した以上、(株)神戸製鋼所から藤沢市に撤退等に関する文書が提出されたと想定する。また、平成5年6月5日 村岡小学校体育館において、藤沢市村岡地区整備計画について、「新旅客駅南地区整備構想図」を地域住民に説明が出来ない。(株)神戸製鋼所の工場機能が維持できない計画であるため。よって、(株)神戸製鋼所から藤沢市に提出された文書の公開を求める。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が作成した弁明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

##### (1) 本件処分を行った理由

請求の対象となった2007年（平成19年）6月6日（村岡地区都市拠点整備事業）業務進行管理記録票において「平成5年当時は工場の再編から藤沢にある工場機能を他に分散する計画であったが、阪神大震災以降、逆に、他の工場機能を集約強化している状況にある。」と発言した根拠となる文書については、当該発言が行われたのが約16年前であり、請求の趣旨に合致する文書を作成及び取得した事実が確認できず、当該文書が存在するかどうか不明であることから、本件処分を行ったものです。

##### (2) 審査請求の理由に対する弁明

審査請求の理由の「当発言については、それなりの文書がなければ、民間企業のことであり、藤沢市としては、発言できないことである、よって、藤沢市情報公開条例を公正に運用していないことになる」という主張について、証拠文書として「1、村岡地区まちづくりプロジェクト会議 資料4」が添付されておりますが、当該文書が作成されたのは2007年度（平成19年度）と想定され、作成から約16年が経過しており、当該文書を作成した事実が確認できないことから、藤沢市情報公開条例を公正に運用していると認識しております。

よって、審査請求人の「審査請求人に係る処分を取り消す、との裁決を求める」という主張は正当ではないと認識しております。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

##### (1) 本件請求について

本件請求は、

「下記について、『藤沢市、〇〇〇（氏名）都市整備部長が発言した根拠の文書一式』を公開請求する。

『藤沢市 〇〇〇（氏名）都市整備部長』

平成5年当時は工場の再編から藤沢市にある工場機能を他に分散する計画であったが、阪神大震災以降、逆に、他の工場機能を集約強化している状況にある。」

に係る行政文書の公開を求めるというものである。

- (2) 本件処分について  
実施機関は、2 事実(2)に記載の理由から、本件処分を行った。
- (3) 本件審査請求について  
本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるというものである。
- (4) 不存在の妥当性について
- ア 審査請求人から当審査会に提出された意見書において、平成5年当時の計画を、約14年経過した会議で発言する以上、確かな根拠の文書がなければ、都市整備部長として発言出来ないことであるとしている。しかしながら、請求の趣旨に合致する文書を作成及び取得した事実は確認できなかった。
- イ 法令に照らしても、当該工場は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の指定事業所であり、同条例12条により廃止した場合は県への届出が義務付けられているが、本市への事前相談や届出を義務付ける条例等はない。他の法令を含め、本市には、当該工場の撤退にあたり事前の相談や届出を義務づける規範は、何ら存在しない。
- また本市では、当該規模の工場について、廃止した場合は工場立地法の様式により届出を行うよう指導してきたが、事前相談を指導してはいないとのことである。
- ウ なお、本件と関連性のある答申第98号において、実施機関は、審査請求人が工場の撤退計画があったと主張している平成5年から令和2年までの廃棄文書目録の確認を行ったが、対象となり得る文書を廃棄した事実は認められなかった。
- エ したがって、請求された文書の検索を通常想定される方法で行って発見できなかったとする実施機関の報告に、不自然な点は認められない。
- 以上のことからすると、実施機関が本件処分において、行政文書の不存在を理由に公開を拒否する決定を行ったことは、妥当である。
- よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 別 紙

## 審査会の処理経過

| 年 月 日        | 処 理 内 容 等                         |
|--------------|-----------------------------------|
| 2022. 12. 19 | 行政文書公開請求受付                        |
| 2023. 2. 10  | 行政文書公開拒否決定処分                      |
| 2. 20        | 行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理           |
| 3. 23        | 実施機関から審査庁へ弁明書の提出                  |
| 4. 3         | 審査請求人から審査庁へ反論書の提出                 |
| 5. 23        | 審査庁から審査会へ諮問書の提出                   |
| 6. 2         | 審査請求人から審査会へ意見書及び口頭意見陳述に係る意向確認書の提出 |
| 7. 13        | 実施機関に対する聞き取り調査<br>審議              |
| 8. 28        | 審議                                |
| 9. 25        | 審議                                |
| 10. 23       | 審議                                |
| 11. 27       | 答申                                |

第19期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2022年2月1日～2024年1月31日)

| 氏名       | 役職名等              |
|----------|-------------------|
| ◎ 金井 恵里可 | 文教大学国際学部教授        |
| ○ 河合 秀樹  | 弁護士               |
| 田中 美和    | 玉川大学経営学部国際経営学科准教授 |
| 中畷 慶子    | 弁護士               |
| 飛弾野 理    | 弁護士               |

◎会長 ○職務代理者